

民主主義のルールを破壊する安倍自公政権の暴挙。民主党は暴走与党を監視し続ける

特定秘密保護法案を何としても成立させようと自民・公明両党は、常軌を逸した横暴な国会運営で法案成立を押し切りました。安倍自公政権が日本の議会制民主主義を大きく傷つけた臨時国会でした。自民・公明両党によるこの横暴を民主党は決して許しません。

民主党は暴走する巨大与党へのチェック機能を果たすため「特定秘密保護法対策本部」を設置しました。海江田万里代表は「法律の成立によって国民の知る権利や報道の自由が大きく損なわれる心配がある。民主党としてはこれらがしっかりと守られるよう監視していく」と表明。また、「国民の多くの人たちが反対し、いろいろな団体が反対の声明を出した。そういう団体とも連携しながら、あらためてこの特定秘密保護法の問題を指摘して政府をチェックしていかなければならない。そうした国民運動を盛り上げていく」と述べ、「民主党はその先頭に立つ覚悟がある」と語りました。

今後は対策本部を軸に民主党の政策実現を進めていきます。



与党の暴挙に対し海江田万里代表が自ら登壇して、怒りを込めて「安倍内閣に対する不信任決議案」の趣旨説明を行った（12月6日衆院本会議）

不安や疑問だらけのまま特定秘密保護法成立

この子の未来が心配

民主党の基本姿勢

情報は主権者である国民のもので知らせるべきものという大前提に立ち、情報は隠すのではなく限られたものだけを保護するようにし、30年後は原則公開する

安倍政権の基本姿勢

情報は政府のものという大前提に立ち、多くの情報を秘密指定したい、永遠に公開しない姿勢が透けて見える。チェック機関も法規定がなく機能するか分からない

国民の知る権利



ものが言えない時代になる?!

報道の自由

自民・公明が特定秘密保護法案を強行採決
情報は政府が独占、国民には見せない

政府

特定秘密



期待できない名ばかり
「第三者機関」

ニセ第三者機関乱造

行政機関によって恣意的な秘密指定がされるのではないかという懸念が法案の大きな問題点で、それをチェックする第三者機関が求められます。

安倍総理は土壇場の乱造とばかりに12月4日の国会答弁で内閣官房に「保全監視委員会」、有識者による「情報保全諮問会議」、内閣府に「独立公文書管理監」を置くとして突然表明。そして翌日の5日には菅官房長官も参院特別委員会で「保全監視委員会」とは別の組織として「情報保全監視室」を新設する考えを示しましたが、いずれも法律に根拠規定はなく、ごまかしにすぎません。

しかし、乱造せざるを得ない流れをつくったのも国民の皆さんの批判の声と、民主党の追及があったればこそ。これを本当に意味ある機関とするためにも民主党は追及の手を緩めません。

与党の横暴さと法案のあいまいさを象徴する石破発言続々！！

1 「デモ」は「テロ」

石破自民党幹事長は11月29日、同法に抗議する国会周辺での国民の皆さんのデモ活動について、「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」と自身のブログに書き込みました。抗議活動をテロとみなしたことは、国民の声を聞こうとしない与党の横暴さの表れです。

2 特定秘密の報道は「処罰対象」

石破自民党幹事長は法案成立後の12月11日、秘密保護法をめぐって、特定秘密の情報を報道した場合は「最終的には司法の判断だ」と発言し、処罰の対象となり得るとの考えを示しましたが、その2時間後に発言を訂正。秘密保護法のあいまいさを露呈しました。

臨時国会で民主党は対案5法案を提出



民主党は知る権利と秘密管理を両立させるため、①国民の知る権利を守り報道の自由を保障する②秘密は必要最小限にとどめ、適正に管理する——との考えに基づき、臨時国会に対案5法案を提出、継続審議になっています。対案5法案の考え方をもとに、今後の対応を進めていきます。

■公文書管理法改正案■

意図的廃棄を阻止！永久秘密は許さない

公文書をより適正に管理するため、情報をいたずらに廃棄せず適切に保存していくための法律です。30年以内に原則公開としています。

■情報公開法改正案■

「国民の知る権利」確立へ内容を充実改正

「国民の知る権利」を守るには特定秘密保護法の前に情報公開法改正が必要と民主党は考え政府与党に強く主張。この改正案を提出しました。

■特別安全保障秘密適正管理法■

国民の権利の制限拡大を阻止する

防衛秘密、特別防衛秘密は対象外として、外交と国際テロに関する必要最小限な情報を「特別安全保障秘密」と指定する法律です。

■情報適正管理委員会設置法案■

秘密指定する範囲を必要最小限にする

第三者機関によるチェックを可能とし、当該行政機関の恣意性を排除するため内閣府に情報適正管理委員会を設置する法律です。

■国会法改正案■

情報公開のイニシアティブは国会が握る

両院の議長が副議長の意見を聴き、必要と認めた場合は必要な措置(秘密会)を講じる形で、行政機関の長に情報提供を命ずることができるようにする法律です。

■お近くの民主党はこちら